

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	7	決算審査	意見	宝塚市立スポーツセンター屋外管理棟に係る使用許可について	社会教育部	スポーツ振興課	<p>本市が有する行政財産のうち、宝塚市立スポーツセンター屋外管理棟の一部について、テニスの愛好者により設立された協会（以下「現協会」という。）に事務室としての使用を許可しています。また、使用料については、宝塚市行政財産使用料条例第2条に基づく月額使用料が103,683円のところ、毎年度の決裁により月額30,000円に減額しており、この減額の根拠については「現協会が、本市のスポーツ振興に寄与すること、本市スポーツ協会傘下協会であることから、宝塚市行政財産使用料条例第4条第2項の公用、公共用又は公益事業の用に供するための使用にあたる」として、3割相当が妥当としている。」旨の説明を受けました。</p> <p>過去の詳細な経緯については所管課でも把握ができていないとのことでしたが、スポーツ協会傘下の他の団体に対して事務室として行政財産使用許可をしている事例はほかになく、また、本市のスポーツ振興に寄与することを理由として3割相当に減額していることには疑問が残ります。そもそも、当該使用許可は毎年度決裁により決定しているものであるため、許可に当たっては、前例を踏襲することなく、使用許可の妥当性及び減免の要否について年度ごとに判断した上で意思決定してください。</p>	<p>テニス協会との協議を行い、使用料を増額することで合意した。</p> <p>ただし、急激な増額は困難であるとの申し出を受け、段階的に適正な金額とすることとし、令和8年度は24,000円増額し、使用料を54,000円とする。</p> <p>令和9年度以降の増額金額については、毎年度、テニス協会と協議のうえ、決定していきます。</p>
7	8	決算審査	意見	ふるさとまちづくり寄附金（ふるさと納税）に係るサービス利用契約について	企画経営部	政策推進担当	<p>ふるさと納税寄附額の増収を図るため、本市では、海外を本拠とするEC（電子商取引）モール運営企業の日本法人と令和6年11月にふるさと納税サービス利用契約を締結しており、当年度にこの初期手数料として275万円を支出しています。</p> <p>初期手数料275万円については、早期割引期間中の2年間で約4,032万円の寄附額があれば回収できる計算とのことです。しかしながら、当年度末までの当該サイトにおける寄附状況を確認したところ、2件、74,000円となっており、初期手数料相当分を回収することは非常に困難な状況にあると考えます。</p> <p>早期割引契約の締結に当たり、他事業者サイトの寄附実績額を基に「参入しないことで失われる利益」について検討をしていますが、まだ構築さえ完了していない当該サイトが、すでに相当年数が経過し導入期を終えた他事業者のサイトと同程度の寄附申込みを得られると想定して試算していることは、見込みが甘かったと言わざるをえません。早期割引契約にあっては慎重な意思決定が必要だったのではないかと考えます。</p> <p>初期手数料相当分の回収に向けた取組として「返礼品登録時にエラーが頻発しており、サイトへの返礼品の登録が思うように進んでいない状況である。エラーについては事業者に問合せを随時行っているが、事業者の回答では解決しない、回答が返ってこない等の状況にある。可能な限り当該事業者のサイトのみで初期手数料相当分を回収したいと考えているが、ふるさと納税全体でリカバリーすることも視野に入れ、令和7年度に入り新たな返礼品を追加し、寄附額の増額に向けて尽力している。」旨の説明を受けました。当該事業者のサイトについては阪神各市町でも同じような状況にあるとのことですので、各市町と連携しながら、ふるさと納税全体でリカバリーするのではなく、当該サイトで初期手数料相当分が回収できるよう取組を進めてください。</p>	<p>その後、当該ポータルサイトにおける返礼品登録に尽力し、11月末時点で返礼品登録数が170を超え、寄附受入額は1,290千円となりました。</p> <p>また、新たな返礼品を取り扱うこととなった場合は、他のポータルサイト同様、当該ポータルサイトにも掲載することで充実に努めています。</p> <p>その他にも市で作成するチラシや寄附者への送付文等に当該ポータルサイトの二次元コードを掲載するなど、当該ポータルサイトの周知、PRに努め、さらなる寄附金の獲得に向けて取り組んでいます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	9	決算審査	意見	宝塚市ひろば等整備工事（その13）について	総務部	管財課	<p>宝塚市ひろば等整備工事（その13）（以下「ひろば等整備工事」という。）において、令和5年10月14日に工事請負業者による掘削工事中、通信ケーブル等が通る地下埋設管が切断される事故（以下「本件事故」という。）が発生しました。</p> <p>本件事故により、市庁舎のネットワーク関連機器が一時使用不可となる損害が発生し、復旧のために14,543,638円の費用（以下「損害額相当分」という。）を要したことから、損害額相当分の負担割合について本市と工事請負業者との間で協議を行いました。合意に至らないまま令和6年5月31日にひろば等整備工事が完了し、工事請負業者から工事請負代金84,111,200円の請求がありました。本市は本件事故に係る損害賠償債務が工事請負業者にあるとして、令和6年6月27日に工事請負代金から損害額相当分全額を相殺した金額69,567,562円を支払いました。しかし、令和6年8月8日に工事請負業者から未払いとなっている工事請負代金の支払いと本件事故に係る損害賠償債務の不存在の確認を求める調停が伊丹簡易裁判所へ申し立てがあり、和解に向けた調停が開かれましたが、年度内に調停成立の見込みがなくなったため、令和7年3月14日に相殺により留保していた損害額相当分を工事請負費から歳入歳出外現金のその他の保管金に振り替える会計処理をしました。翌年度の令和7年5月15日の第5回調停期日において、本市の過失割合6割、相手方4割で合意が整い、令和7年7月10日に和解議案及び補正予算の議決を得て、令和7年7月17日の第6回調停期日において、調停が成立しました。</p> <p>地方公共団体が私人と対等の立場で契約を結ぶ場合においては、一般法の民法が適用されることになり、民法第505条では「二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。」と規定されています。債権保全については一定理解できますが、金額が確定していない損害額相当分を相殺し、歳入歳出外現金で保管したことについては疑問が残ります。</p> <p>本件事故については、双方の代理人弁護士を通じて協議しており、双方ともに、本件事故に係る責任は少なからずあると考えていたため、債権保全のための仮差押えまでは想定していなかったとのことですが、仮差押え等相殺以外の方法についても検討すべきであったのではないかと考えます。</p> <p>事故再発防止に向けての今後の取組について確認したところ、「今回のような地下埋設物については、地表から見えないため、図面を渡すだけでなく、それを基に事前の協議や打合せを行う必要があると考えている。事前協議については、現行の契約書の特記仕様書にも記載されているが、今回の事案では情報の共有が十分ではなかったと認識しているため、ルールとして確立できないか関係部局と協議中である。」旨の説明を受けました。今後、工事請負業者と認識の相違が生じないように情報共有のルールを確立し、同様の事故が起こらないよう再発防止に努めてください。</p>	<p>今後管財課において同様の事案が発生した場合は同じ手法を取らない会計処理を行うこととします。また、仮差押え等相殺以外の手続きについて検証した結果、仮差押えは担保金の支払いや財産調査等、費用や時間を要します。さらに、口座差押えに至った場合、工事請負業者側の負担も大きいものであることから、今回の事案については、工事請負代金の一部を留保したことは、適切であったものと考えています。再発防止についての今後の取り組みとしては、技術に係る事務又は事業に関する調整、研究、事務改善等を行うために設置された宝塚市技術関係部会において、本件で発生した事故の発生要因を検証し、今後の工事請負の工事監理に活かしていくこととします。</p>
7	10	決算審査	意見	民間放課後児童クラブ運営支援事業について	子ども未来部	アフタースクール課	<p>開設準備補助に係る所管課の実地調査及び開設場所の安全確認について確認したところ、「前年度もしくは当該年度に新規開設した施設に対して、所管課が実地調査に出向き、開設準備補助の対象経費となっている備品等の現物確認を行っている。事業者決定後、新規開設までに現地は確認しているが、公募選定の段階で開設場所の避難経路の安全確認などの実地調査は行っておらず書類上の確認のみである。」旨の説明を受けました。今後の対応について所管課に確認したところ「安全面の課題は認識しており、令和7年度も2か所の公募を行うことから、事業者募集要項を見直すとともに、消防等関係機関の協力も得ながら児童の安全確保に努める。」旨の説明を受けました。</p> <p>民間放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に在学する児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活支援を行い、児童の健全育成を図る場であることから、児童の健康と安全に配慮しつつ、健全育成と福祉向上を図ることが求められます。今後は事業者に法令遵守、児童の安全確保を求めるだけでなく、所管課も事業者選定段階から実地調査を行い、民間放課後児童クラブにおける児童の健康と安全の確保に努めてください。</p>	<p>7年度事業者募集要項において、消防用設備等の設置及び避難等の安全面について所管消防署と事前協議を行うことを新たに条件として明記しました。また、公募書類の提出を受けて、課職員が事前に建物の構造や周辺環境等について現地確認を行うことを、審査の流れに組み込みました。今後も、関係機関との連携を図りながら、児童の健康と安全の確保に努めます。</p>
7	11	決算審査	意見	生物・生態系調査委託について	環境部	環境エネルギー課	<p>本市に生息、生育する動植物の種類など、生物多様性に富んだ重要な生態系を有する地域の状況を調査し、宝塚市生態系レッドデータブック等の改訂に活用するとともに、生物多様性保全の重要性の啓発及び生物多様性からつづか戦略の評価や見直しに必要な基礎情報を得ることを目的として生物・生態系調査を業務委託しています。</p> <p>事務局審査において、実績報告書の提出を求めた際に、誤って記載不備のある未定稿の実績報告書が成果物として提出されました。また、監査委員監査時に受託者からの成果物について確認したところ、答弁者が中間報告書を最終報告書と誤認していたことによる誤答がありました。このような誤認は所管課の書類管理状況に問題があるため発生したと考えます。今後については、書類管理を適切に行い、答弁が正確に行われるように努めてください。</p>	<p>書類については、決裁も含めてペーパーレス化を進めているところではありますが、業務委託などデータとともにペーパーでも報告などの書類を求め、管理が必要な場合があります。その際には、中間報告や最終報告などの区分を明確にするとともに、内容等の修正があった場合には、確実に差し替えるなど、適切な管理、保管を行ってまいります。その上で、委託業務などの完了の確認など遺漏のない事務を徹底してまいります。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	12	決算審査	意見	緑のリサイクル事業について	環境部	管理課	<p>本市では、市内で発生した植木ごみをリサイクルし、クリーンセンターごみ焼却施設の焼却ごみ減量化を目的とする、緑のリサイクル事業を業務委託しています。本事業は植木ごみを受け入れ、チップ化・堆肥化（以下「生産チップ」という。）することで植木ごみをリサイクルしています。生産チップについては、緑のリサイクルセンターでの無料配布や、まとまった量の引き取り希望がある場合については無料配送を行い、残りのチップについては受託者が売却をしています。なお、売却収入については受託者の収入とすることが仕様書に記載されています。</p> <p>生産チップを無料配布及び無料配送している理由について確認したところ、「本事業の主目的は植木ごみの処理であり、植木ごみ破砕後のチップが敷地内に滞留しないようにする必要がある。また、商品化するためには、品質管理や販売対応に時間、人、場所が必要となるため、処理及びチップの搬出を優先するため無料配布としている。」旨の説明を受けました。受益者負担の観点から、無料配送に係る物件費や人件費について業務委託料の中で市が負担していることについては疑問が残ります。次期契約においては、財政状況が厳しい中、無料配送に要する費用を市が負担することの必要性について検討してください。</p> <p>また、受託者による生産チップの売却先及び売却収入額について確認したところ、「販売単価について具体的な金額は受託者と購入事業者との契約内容によるため市では把握していない。」旨の説明を受けました。生産チップについては業務委託の過程で発生したものであることから、生産チップが適切に再資源化されていることや売却収入額について把握しておく必要があると考えます。生産チップの再資源化の状況、売却先及び売却収入額について受託者に報告を求めることを検討してください。</p>	無料配送に係る物件費や人件費を市が負担することの必要性について、有料で売却している他市事例等を参考に検討します。 また生産チップの売却先及び売却収入額について、受託者と協議し、再資源化の状況、売却先、売却収入額等が把握できるよう報告書の記載内容の変更を検討します。
7	13	決算審査	意見	病院事業会計に対する基準外繰出しについて	企画経営部	財政課	<p>令和5年度に病院事業会計への基準外繰出しとして、各年度の補てん財源を確保するため、病院事業会計補助金（経営支援分）8億円を支出しています。本補助金は令和6年度決算をもって精算をする必要がありますが、令和7年8月時点において精算が終わっていません。</p> <p>精算が終わっていない理由について所管課に確認したところ、「令和7年度の12月補正又は3月補正での予算計上を想定しており、具体的な協議はこれから行う。」旨の説明を受けました。病院側との協議については病院事業会計の決算処理が終了した6月以降に行うことができたと考えられるので、早期に精算してください。</p> <p>また、具体的な精算方法については、「市と病院側とで協議を行い、交付決定通知に精算方法を記載し、交付を行った。」旨の説明を受けました。しかし、交付決定通知には、「この補助金は、実績により精算を行うことを前提とする。」旨の記載のみで、具体的な精算方法については定められておらず、事前の取決めが不十分であったと考えます。今後、精算が必要な基準外繰出しを行う場合は、精算方法について具体的に定め、かつ、明文化するよう努めてください。</p>	令和5年度に支出した病院事業会計補助金（経営支援分）の精算については、病院の令和6年度決算が認定されたことをもって、精算額を確定しました。当該精算金については、令和7年度12月補正予算において予算計上し、年度内に精算事務を完了させる予定です。 また、本補助金の精算方法については、交付決定通知において「実績により精算を行うことを前提とする」ことを定めており、これに基づき適切に精算を行うこととしております。今後、精算が必要な基準外繰出しを行う場合は、精算についてより具体的に示す方法について、検討するよう努めます。
7	14	決算審査	意見	街路灯管理事業について	都市安全部	道路管理課	<p>本市では、主に平成25年度及び平成27年度に10年間のリース契約を締結し、街路灯のLED化を実施しています。同時期に同方法によりLED化を実施した他の地方公共団体において、手続誤りにより電気契約の容量変更等（以下「容量変更」という。）が正しく行われていない事例があったため、令和5年度実施の決算審査にて本市の契約状況を確認したところ、同様の事例を確認しました。</p> <p>事例発覚から約2年が経過した、令和7年8月時点においても容量変更をしておらず、関係者と協議を続けています。容量変更まで時間を要している理由について所管課に確認したところ、「施工会社が電力会社へ提出した申請書類及び電力会社が施工会社からの受付を処理した書類が残されていないことにより、容量の変更漏れ、廃止漏れの原因者を特定することが難しく、契約の是正の経費を誰が負担するかで施工会社、電力会社それぞれの主張が異なるため時間を要している。また、街路灯管理システム登録データと電力会社の契約状況のデータ突合について、共通する情報が不足しており作業が難航している。」旨の説明を受けました。</p> <p>街路灯のLED化に伴い使用電力が減少しているにもかかわらず、容量変更ができていないため、電気代の過払いが続いています。本件は他自治体でも発生している事例であり、積極的に情報交換を行い、早期に容量変更手続に係る費用及びその負担者について協議をまとめ、正しい容量での電気契約としてください。</p>	令和7年12月時点において、施工会社が電力会社に契約変更の修正案を送り、電力会社がチェックしている状況です。チェック完了後、令和8年3月末までに契約変更の完了を予定しています。
7	15	決算審査	意見	中山台緑地環境対策助成金について	都市安全部	公園河川課	<p>本市では、市が所有し管理している中山台残存緑地内において、中山台コミュニティ緑化環境対策部会（以下「緑化部会」という。）が行う、整備活動に要した費用に対して中山台緑地環境対策助成金（以下「緑地助成金」という。）を交付しています。</p> <p>緑地助成金の支出根拠である事業費の内容及びその適正性の確認方法について所管課に確認したところ、「活動実績について、中山台緑地環境対策助成金交付要領（以下「助成金交付要領」という。）に規定する助成事業完了届及びその添付書類において確認している。また、緑化部会、各自治会において各年度の決算を監査していること、市が年2回緑化部会及び緑地を多く抱える中山桜台自治会と事業実施についての面談を行っており、適正に活動をされていることを確認している。」旨の説明を受けました。所管課の確認方法では、領収書等の提出を求めておらず、報告された事業費が適正に執行されているのか確認方法に疑問が残ります。被助成者である緑化部会及び各自治会が行う決算の監査をもって確認したとする方法だけではなく、所管課が直接領収書等により確認することも必要と考えます。</p> <p>補助金等の取扱いに関する規則第13条は、「補助事業者等は、補助事業等実績報告書に、決算書又は精算書及びその他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しており、助成金交付要領にも同様の規定があります。緑地助成金は令和6年度で終了していますが、今後、補助金及び助成金を支出する際には、対象経費の支出内容及び適正性について、必要に応じて領収書等の根拠資料の提出を求めるなど、所管課において確認するよう努めてください。</p>	当該助成金については、令和6年度で終了いたしましたと同様の事象が起こらぬよう、ご指摘いただいた事項について課内周知徹底を行い、以後適正執行に努めます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	16	決算審査	意見	学校園における予算執行について	管理部	教育企画課	<p>契約事務マニュアル（物品・印刷編）では、「見積合せの際は、3者以上の者から見積書を徴収する。ただし、設計金額が10万円以下の場合、見積りは1者以上とする。」とされています。令和6年度の各学校園の支出状況を抽出して確認したところ、以下のとおり、2学校園において3者以上の者からの見積書の徴収を回避するために分割発注をしたのではないかと疑われる事例がありました。</p> <p>学校園Aが複数回に分けて購入した理由について確認したところ、「当初2教室分（2年1組、2年2組）のカーテンを整備するため、業者へ見積書提出を依頼したが、見積書到着後、同学年内で環境差が生じるとの要望を受け、追加で2教室分（2年3組、2年4組）のカーテン整備を行うこととなった。業者より12月以降の価格改定が予告されていたため、現行価格での購入を優先し、同月内に追加発注を決定した。」旨の説明を受けました。</p> <p>また、学校園Bの事例については、「プロジェクターについては、2月6日に実施した生活発表会にてプロジェクターの不具合を把握し、機器更新が急務となったため2月13日午前中に発注した。コードレススクリーナーについては、以前より台数不足の声が上がっていたため、同日午後発注した。」旨の説明を受けました。両事例とも、目を置かず複数回発注する合理的理由を見出し難く、分割発注しなかった場合、設計金額が10万円を超えるため、3者以上の者からの見積書の徴収が必要な事案であったと考えます。</p> <p>各学校園の予算執行に対する指導方法について、小学校、中学校等の学校その他の教育機関を総括する教育企画課から次のとおり指導を行っている旨の説明を受けました。</p> <p>なお、学校園における予算執行については、令和5年度決算審査でも意見しています。上述のとおり、教育企画課から校長等の管理職に対しての説明は複数回行われているにもかかわらず、令和6年度も意図的な分割発注と疑われかねない事例が発生していることを踏まえると、従前どおりの注意喚起の方法では発注業務を行っている事務職員や教職員まで本件が十分に周知されているのか疑問が残ります。</p> <p>今回の事例を具体例として説明することに加え、教職員を含む各学校園への周知を徹底し、それでも改善が見込まれない場合は、学校園への予算配当を発注時の都度配当とし、発注前に教育企画課が状況確認できるようにする等、事務手続の見直しを検討し、適切な事務執行が行われるよう努めてください。</p>	<p>監査結果を受けて、11月に開催した校園長会において、今回の事例を具体例として別紙「適切な予算執行について」のとおり指導をしました。これ以降も定期的に通知等にて周知を継続し、注意喚起をする予定です。</p> <p>上記対応でも改善が見込まれないようであれば、一定額以上の物品購入伝票の提出時には、適切な発注であるかを事前確認するための発注前チェックリストの添付を求める等、不適切な事務執行を未然に防げるよう事務手続きの見直しを検討しています。</p>
7	17	決算審査	意見	小学校教師用指導書の購入事務について	管理部	教育企画課	<p>本市では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で「予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならない」と定められており、令和6年度の小学校教師用指導書（以下「指導書」という。）を年度当初に1回の発注で2者に対し計1億円を超える金額で購入していました。</p> <p>議会の議決を経ない理由について所管課に確認したところ、「指導書は年間を通じて各校の必要数に基づき随時発注している。当該契約は、契約の締結時点で契約総量と支払金総額を確定させられるものではなく、議会の議決は要しないものと認識している。」旨の説明を受けました。</p> <p>全国的には、本市同様に指導書を単価契約で購入している自治体において、議会の議決に付さなければならない予定価格を超えていたにもかかわらず議決を受けていなかったとして、後に追認の議決を求めた事例が多数あります。他自治体の事例について調査を行い、議決の要否について、本市との違いを明確にしておくよう努めてください。</p>	<p>追認議決を求めた近隣自治体に対しては、次期契約にあたって契約前に支払金総額を確定させる方法について確認をとりましたが、検討中である旨の回答でした。他自治体の動向を踏まえ、本市の運用との相違点を整理しううえで、議決の要否について検討を続けます。</p>
7	18	決算審査	意見	コミュニティ・スクール推進事業委託料について	学校教育部	学校教育課	<p>本委託料の目的及び内容について所管課に確認したところ、「宝塚市学校運営協議会規則第3条に基づき、学校運営協議会を設置した学校における、コミュニティ・スクールの円滑な導入と、運営充実に向けた研究を推進し、また、学校と地域が一体となり『めざすことも像』に向かって学校運営協議会の取組の活性化と子どもたちのよりよい成長のために地域、保護者、学校のより一層の連携と協議体制の充実を図ることを目的として、学校や地域の特性を活かした取組を各学校運営協議会に委託している。」旨の説明を受けましたが、仕様書に記載されている内容は抽象的であり、受託者が実施すべき業務が具体的に示されていません。</p> <p>また、課題について確認したところ、「コミュニティ・スクールの取組が周知されていない。今後、学校運営協議会で協議された内容やコミュニティ・スクールの取組などを地域に発信する必要がある。」旨の説明を受けましたが、学校ホームページへの掲載等、周知のために速やかにできることもあると考えますので、できることから取組を進めてください。</p> <p>また、市の事業として実施する以上、具体的な成果を挙げる必要がありますが、抽出した1校の報告書記載内容からは学校や地域の特性を活かした取組となっているのかが不明確でした。今一度、コミュニティ・スクール全校において、本事業の意義を見つめ直し、委託目的とそれに沿った業務内容を明確にし、事業目的を達成できるよう努めてください。</p>	<p>仕様書の内容が抽象的であるという指摘につきましては、具体的な業務を記載するよう改めます。</p> <p>また、周知不足の課題については、学校に対しコミュニティ・スクールの取組の発信に努めるよう引き続き啓発を行うとともに、教育委員会もホームページに取組内容を迅速に掲載し周知を図ります。</p> <p>また、報告書記載内容からは取組が不明確であるという指摘については、本事業の意義を見つめ直し、委託目的とそれに沿った業務内容を明確にし、事業目的を達成できるよう努めます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	19	決算審査	意見	市制70周年記念事業について	企画経営部	企画政策課	<p>記念事業の提案及び検討方法について所管課に確認したところ「記念事業は各部局からの要求に基づき、主に次長級職員で構成する企画検討委員会で検討を進めた。」旨の説明を受けましたが、例として花のみちにおいて日程は異なるが複数の課がそれぞれスタンプラリーを実施するなど、全体のコーディネートが不十分であったのではないと思われる記念事業が見受けられました。次に、記念事業の課題について確認したところ「職員の業務量の増について、既存の業務量とのバランスを考えた上で事業の規模や取組を決定することや検討段階から市民参画を促し、市民の声を取り入れる仕組みづくりなどが課題である。」旨の説明を受けました。年間を通じて複数の記念事業を実施するに当たり各課の負担が大きくなることから、今後、同様の記念事業を実施する際には、全体をコーディネートして記念事業を集約化するなど事務負担を軽減する仕組みを構築するとともに、検討段階から市民参画ができるよう進めてください。</p> <p>また、記念事業の事務手順等については記録を保存し、今後同様の周年事業等を実施する際に活用できるよう努めてください。</p>	<p>【職員の負担軽減】や【市民参画の仕組みづくり】については今回の反省点であり、次回の課題でもあると考えています。</p> <p>【職員の負担軽減】については、イベントが増えると必然的に職員の業務量は増えることとなりますので、周年事業の規模や取組を決定する際には、全体をしっかりとコーディネートした上で、既存の業務量とのバランスを十分に考慮し、職員の負担が増え過ぎないように周年事業を取りまとめていきたいと考えています。</p> <p>【市民参画の仕組みづくり】については、市民の方とともに周年事業を創り上げていくという点においては、例えば、「ロゴマークやキャッチフレーズを公募する」、「市民委員を募集し、市民を交えた実行委員会のような組織を立ち上げて検討を進める」、「市民の方々から周年事業の企画やアイデアを募集する」などが考えられますので、次回、周年事業を実施する際には、そのような視点も視野に入れながら検討を進めていきます。また今回の70周年における課題や申し送り事項等をまとめることで、次回の周年事業の効率的かつ円滑な実施に努めます。</p>
7	20	決算審査	意見	宝塚市制70周年記念花のみちリニューアル業務委託について	都市安全部	道路管理課	<p>本案件へ参加するには、造園工事業の建設業許可に加え過去5年間にまちの賑わいづくりに資するイベントの企画、制作、運営等の実績を有することが必要とされ、共同事業者による参加も認められるものの、造園工事とイベントの企画という異なる業務を同一の事業で実施する必要があります。しかし、ガイドラインに記載している広く知らせるために求められていた報道依頼などの活用はされていませんでした。公告日当日、市ホームページで公募を知り、自社で、又は他社と共同企業体を組み、その内容を精査し、応募条件を満たすことを確認した上で、応募するかを判断するという経過を考えた場合、年末の12日間（土、日を除けば10日間）では困難であったのではないかと考えられます。</p> <p>結果として、プロポーザル参加事業者は、1者のみであり、想定される提案者数については、契約事務取扱要領別表の指定業者数に留意することができていたのか、また、競争性があったのかに疑問が残ります。</p> <p>プロポーザル方式による業者選定の趣旨が、業務の内容が技術的に高度なものや、専門的な技術が求められるような業務について広く業者から提案を募り、最も優れた提案者を選定することを踏まえて、業者選定に当たっては、公募期間や参加資格の設定について複数の事業者の応募により競争性が担保されるように努めてください。</p>	委託内容に応じ複数の事業者が応募することが可能となるよう努めます。